

雇用ジャーナル



令和5年11月号

ハローワーク郡山

〒963-8609 郡山市方八町2-1-26
TEL024-942-8609

田村市PR
キャラクター「カブトン」

雇用の動き (令和5年9月内容)

管内の雇用失業情勢は、月間有効求人倍率は、1.60倍と前月比で0.08ポイント低下、前年同月比で0.27ポイント低下した。平成24年6月から135ヵ月連続で1倍を超えている。
新規求人倍率は、2.65倍と前月比で0.37ポイント低下、前年同月比で0.48ポイント低下している。

1 福島県と全国の有効求人倍率の動向

	令和5年9月	令和5年8月	令和4年9月	前月比	前年同月比
● 全国(季節調整値)	1.29 倍	1.29 倍	1.34 倍	0.00 ポイント	▲ 0.05 ポイント
● 福島県(季節調整値)	1.36 倍	1.36 倍	1.50 倍	0.00 ポイント	▲ 0.14 ポイント
● 郡山地域	1.60 倍	1.68 倍	1.87 倍	▲ 0.08 ポイント	▲ 0.27 ポイント
● 完全失業率(全国)	2.6 %	2.7 %	2.6 %	▲ 0.1 ポイント	0.0 ポイント

2 主要指標(学卒を除きパートを含む)

● 新規求職申込件数	1,279 件	1,264 件	1,238 件	1.2 %	3.3 %
● 新規求人数	3,394 人	2,882 人	3,879 人	17.8 %	▲ 12.5 %
うち正社員	1,710 人	1,433 人	1,987 人	19.3 %	▲ 13.9 %
● 有効求職者数	5,816 人	5,782 人	6,093 人	0.6 %	▲ 4.5 %
● 有効求人数	9,314 人	9,730 人	11,414 人	▲ 4.3 %	▲ 18.4 %
うち正社員	4,655 人	4,613 人	5,195 人	0.9 %	▲ 10.4 %
● 新規求人倍率	2.65 倍	2.28 倍	3.13 倍	0.37 ポイント	▲ 0.48 ポイント
● 有効求人倍率	1.60 倍	1.68 倍	1.87 倍	▲ 0.08 ポイント	▲ 0.27 ポイント
● 有効求人倍率(正社員分)	1.22 倍	1.20 倍	1.31 倍	0.02 ポイント	▲ 0.09 ポイント
● 就職件数	323 件	340 件	393 件	▲ 5.0 %	▲ 17.8 %

3 雇用保険業務取扱状況

適用	● 適用事業所数	7,718 事業所	7,860 事業所	7,788 事業所	▲ 1.8 %	▲ 0.9 %
	● 被保険者数	154,677 人	154,888 人	156,096 人	▲ 0.1 %	▲ 0.9 %
	● 資格取得者数	2,043 人	1,901 人	2,045 人	7.5 %	▲ 0.1 %
	● 資格喪失者数	2,276 人	2,156 人	2,441 人	5.6 %	▲ 6.8 %
	うち事業主都合	120 人	95 人	60 人	26.3 %	100.0 %
	● 離職票交付枚数	1,388 枚	1,285 枚	1,400 枚	8.0 %	▲ 0.9 %
給付	● 受給資格決定件数	301 件	340 件	314 件	▲ 11.5 %	▲ 4.1 %
	● 初回受給者数	275 人	326 人	273 人	▲ 15.6 %	0.7 %
	● 受給者実人員	1,404 人	1,453 人	1,496 人	▲ 3.4 %	▲ 6.1 %
	● 支給総額	167,894 千円	202,618 千円	200,057 千円	▲ 17.1 %	▲ 16.1 %

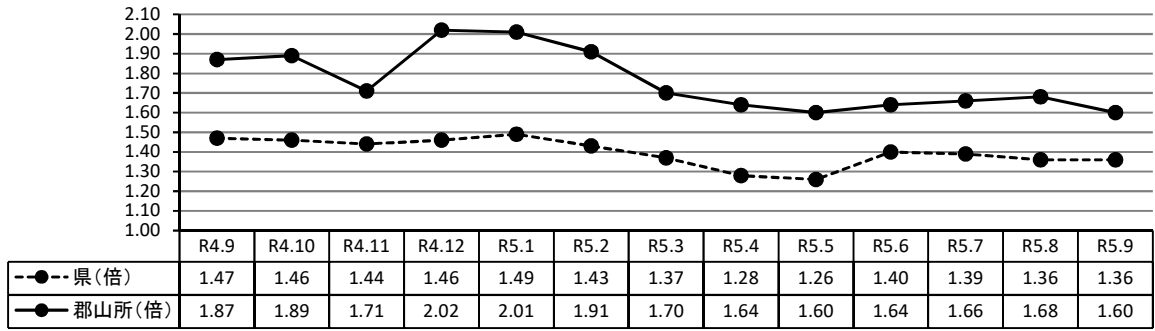
4 就業地別有効求人数

● 郡山市	7,757 人	7,851 人	8,569 人	▲ 1.2 %	▲ 9.5 %
● 田村市	680 人	604 人	611 人	12.6 %	11.3 %
● 三春町	259 人	252 人	235 人	2.8 %	10.2 %
● 小野町	137 人	147 人	100 人	▲ 6.8 %	37.0 %
合 計	8,833 人	8,854 人	9,515 人	▲ 0.2 %	▲ 7.2 %

NO. 1 有効求人倍率の推移

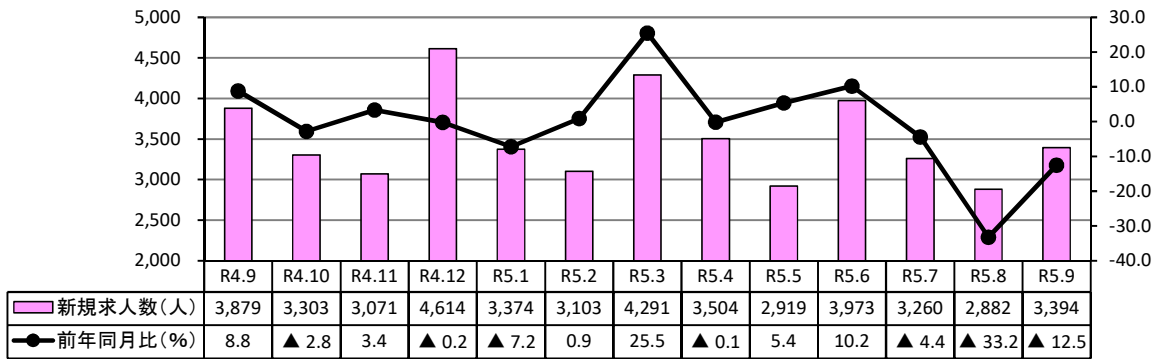
有効求人倍率 前月に比べ0.08ポイント低下

※(注)学卒を除き、パートタイムを含む。県の値は季節調整値。なお令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改定されている。



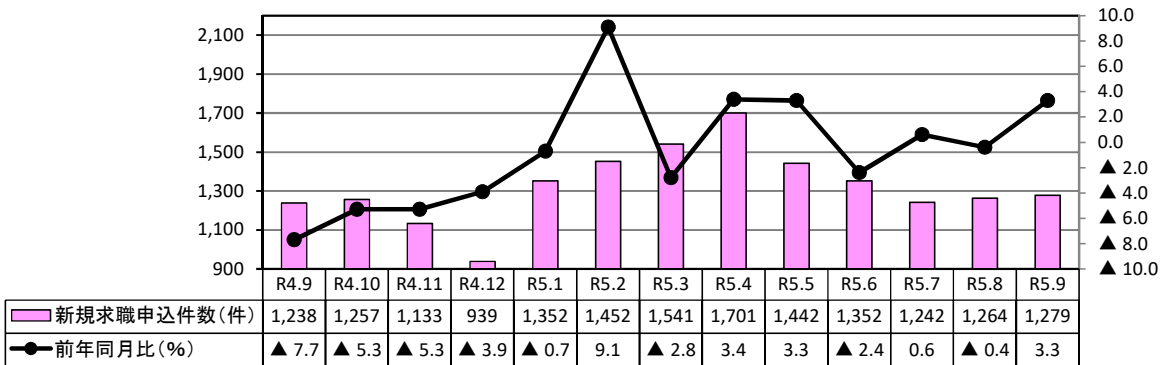
NO. 2 新規求人数の推移

新規求人数 前月に比べ17.8%増加

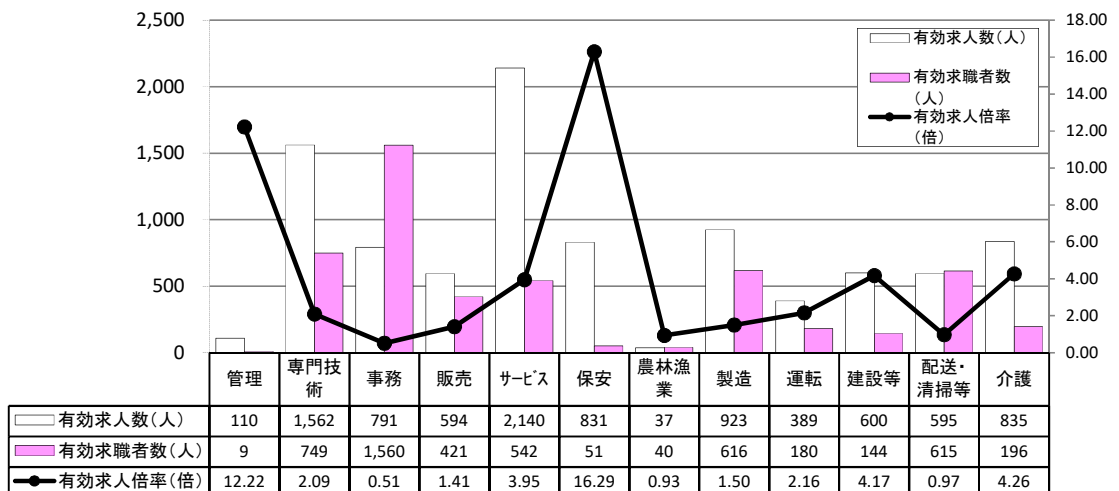


NO. 3 新規求職申込件数の推移

新規求職申込件数 前月に比べ1.2%増加



NO. 4 職業別有効求人倍率



雇用保険関係の申請・届出への押印が 不要となる手続きの範囲を拡大します！

令和2年12月25日付けの法令改正等に伴い、事業主及び申請者の押印は、主な雇用保険関係の申請・届出において廃止となりましたが、一部の申請・届出では押印欄が存続していました。

今般、令和5年10月1日付けの法令改正等に伴い、**押印不要となる手続きの範囲をさらに広げ、「日雇労働被保険者手帳に貼付する雇用保険印紙の消印に使用する認印」などの日雇労働関係で押印が必要となる手続きを除き廃止となりました。**

令和5年10月1日付けで新たに押印が不要となった届出

※括弧内は必要としていた押印種別

事業主・事業所関係

- ・雇用保険適用事業所設置届 [事業主印]
- ・雇用保険事業主事業所各種変更届 [事業主印]
- ・雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届 [選任代理人が使用する印]
- ・雇用保険関係各種届書等再作成・再交付申請書 [申請者印] (注1)
- ・雇用保険適用事業所情報提供請求書 [事業主印] (注1)

雇用継続給付関係

- ・高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書 [事業主印]
- ・雇用保険被保険者六十歳到達時賃金証明書 [事業主印]

就職促進給付関係

- ・再就職手当支給申請書 [事業主印] (注2)
- ・就業促進定着手当支給申請書 [事業主印] (注2)
- ・常用就職支度手当支給申請書 [事業主印] (注2)

その他

- ・各種届出における訂正印
- ・各届出時の委任状 [委任者印]
- ・採用証明書 [事業主印] (注2)

(注1) 個人情報保護の観点から、事業主申請の場合は事業主(当該事業所の従業員を含む。)又は事業主から委任を受けた代理人であることを確認する書類(社員証、委任状等)が必要になります。

(注2) 事業主の押印は不要となりますが、申請者の記載事実に誤りがないことの事業主の証明は引き続き必要です。

なお、支店や営業所等の雇用保険事業所非該当施設の証明ではなく、雇用保険適用事業所の証明が必要です。

引き続き押印が必要となる手続き

日雇労働関係

- ・「日雇労働被保険者手帳に貼付する雇用保険印紙の消印に使用する認印」などの日雇労働関係で押印が必要となる手続き [事業主印、被保険者印]

事業主の皆様へ

雇用保険関係届け出の

電子申請セミナー

電子申請に興味がある、導入してみたい事業主向けに、
電子申請アドバイザーが分かりやすく解説するセミナーです。

電子申請のメリット

- ✓ 24時間365日いつでも申請可能！
- ✓ 個人情報の持ち運びが不要！
- ✓ 時間とコストをかけずに申請可能！



日時

令和5年 **11月9日** (木)
13:30～14:30 (受付13:15～)

11月22日 (水)
10:30～11:30 (受付10:15～)

会場

ハローワーク郡山 3階ミーティングルーム
〒963-8609 郡山市方八町2-1-26

定員

各回 **5名**



申込み
方法

お電話または窓口でお申し込みください。

お問合せ

ハローワーク郡山 雇用保険適用課
☎024-942-8609 (21#)